

## 第九節 外国人教師 履歴とその活動

音楽取調掛が成し遂げた音楽教育の基礎確立は東京音楽学校において、音楽教育はもとより芸術音楽興隆に向けてより確実な歩みをはじめた。それをリードしたのはやはり外国人教師であった。ソープレットに替って明治二十二年十一月に着任したディットリヒに始まり、次々と東京音楽学校で教鞭をとった教師は明治時代で十四名にのぼる。彼らは搖籃時代を脱し切れない東京音楽学校を導く十分な資格を有し、音楽技術上の正統な訓練に根ざしてヨーロッパの伝統を正確に伝えることができた。そして教育面および演奏面に日本の音楽界を華々しくかざった。

### (1) ルードルフ・ディットリヒ Rudolf Dittrich (一八六七～一九一九)

在職期間 明治二十一年～二十七年(一八八八～一九一九)

担当科目 ヴァイオリン、和声学、作曲法、唱歌

お雇い外国人教師

音楽取調掛は、メーンソン帰国後、初歩的教育者より芸術家を求め、明治十八年頃からイタリア、ドイツ、オーストリアを中心に物色していたが、明治二十一年三月オーストリア公使戸田伯爵に公文書で依頼をしたことによりディットリヒの招聘が決り、数年来の希望が果された。戸田伯爵への依頼はまず同年一月二十五日付東京音楽学校幹事神津専三郎より文部大臣森有禮に提出された「音楽教師備入之儀ニ付伺」にはじまる。

本校生徒之儀ハ漸次進歩ノ域ニ向ヒ此際善良ノ教師ヲ得候ハ、其

學業益進歩可仕且陸續入學志願ノ者モ有之將又本校之儀モ目下創設ニ際シ候テハ善良ナル組織ヲ考定シ後來之規模ヲ確立候儀必要ニ有之候就而者今般樂曲製作理論講義管絃樂教授ヲ主ト為シ可相成ハ唱歌洋琴風琴其他音樂上一般ノ學科教授ノ任ニ勝ヘ且本校組織考按ノ顧問トモ可相成加フルニ日本音樂講義研究ノ篤志ヲ具ヘ其取調ニ適シ後來本邦音樂上進ノ途ニ於テ深ク望ヲ属スルニ足ルベキ者一名月俸凡三百五拾圓以上四百以下ノ見込ヲ以テ獨澳ノ中ヨリ招聘相成度右裁可之上ハ其招聘之手續等更ニ可伺出候得共先以本按至急仰高裁候也

明治二十一年一月二十五日

東京音楽學校幹事 神津専三郎

文部大臣子爵 森有禮殿

〔手書き〕

〔「外国人教師關係書類」明治十八年～三十二年〕

この文中に「日本音樂講義研究ノ篤志ヲ具ヘ其取調ニ適シ後來本邦音樂上進ノ途ニ於テ深ク望ヲ属スルニ足ルベキ者一名」と記されている点、また外国音楽家でも日本音楽への研究心のないものは雇い入れたくないという伊澤校長の内外音楽融合の理想を伺うことができる。次いで二月十六日付で間もなくソープレットの期限が切れるのを機会に早急に裁可願いたい旨申し出た。

本校從來之目的確立之上夫々着手可致之処差當リ良教師ヲ得候事必要ニ有之然ルニ現今之教師ハ僅ニ一週三回横濱表ヨリ通勤之者ニ有之未タ適當之教師ヲ不得甚々差支罷在候就而者今般月俸凡銀貨三圓以上同三百五拾圓以下ノ見込ヲ以テ別紙條約按ニ抛リ音樂教師壹

名澳國ヨリ大凡三ヶ年間聘用致度右裁可ヲ得候上ハ該教師聘用ニ係ル紹介手續等詳細之事情ハ本校長ヨリ私翰ヲ以テ澳國駐在戸田公使ヘ致依頼可然乎尤モ右費用之儀ハ本校來廿一年度經費豫算中ニテハ支辨難致候間不足之分別途御交付相成度候尚現今ノ教師備期限モ既ニ切迫之義ニ有之候者至急裁可相成度別按條約文相添右相伺候也但本掛教師雇入之手続ハ本省ヨリ外務省ヘ御照會相成候様致度候也

〔手書き〕(『外國人教師關係書類』明治十八年〜三十二年)

戸田公使からは九月十八日付の返事がとどき、ルードルフ・ディトリヒが依頼に応じたことを知らせてきた。しかし赴任条件として、ディトリヒが校長として受け入れられるのならばと主張した模様であった。戸田公使は苦心の結果ディトリヒの要求をできるかぎり満たした条文を作成し、九月十三日に戸田公使とディトリヒの間で条約を結んだ。この返信にはその条約文も添えられてある。

本年三月十六日付送第一九号ヲ以テ文部省所管東京音楽学校ヘ音楽教師一名月給銀貨三百円以上三百五十円以下ニテ向フ三年間御雇聘相成度云々文部大臣照会文相添御訓示之旨委曲領承右早速當府コンサルバトリー長ヘルメルスベルグヘ委曲依頼仕候処何分適當ナル音楽教師ノ英語ニ達スル者少ナキガタメ数月ノ時日ヲ費ヤシ今日ニ至リ候次第ニ有之候処漸ク此程音楽教師ヂットリヒト申シ當國ニテモ随分著名ノ音楽師ニシテ且英語ニモ一通リ相通シ高尚ノ人物ニ有之同人ナレバ「コンサルバトリー長ニ於テモ其技術及理論ノ優絶ナルヲ充分ニ保証スベキ旨申出候尤モ同人儀ハ有妻ノ者ニ付夫婦同行ヲ要シ条約文案第一条及第九条(別紙条約第二条及ビ第十条)之旅

行費銀貨六百五拾円ニテハ事実ニ於テハ出来可カラサル者ト存候間右ハ訓示案トハ相違候ヘ共二人旅行ノ割合ニテ見積ヲ立テ銀貨千三百円ニ相改取極候又第一条ノ一千八百八十八年九月一日ヨリ向フ三ヶ年間云々ハ本年十一月一日ヨリ來ル千八百九十一年九月一日迄ト相改メ申候右ハ毎年九月一日ヨリ新学期相始マリ候ニ付学期ノ一部即チ九月十月ヲ教授シ十一月ヨリハ全ク他ノ教師ニ就候様ニテハ甚タ不便利ニ可有之歟トノ話合ニ有之候又條約案第一条ヲ分テ二ヶ条トシ第一条ハ契約ノ期限第二条ハ旅行費ト相改候將又条約ノ結末ニ左ノ一条ヲ増加致候即チ

第十一条　ヂットリヒ氏ハ其出發前ニ二ヶ月分ノ給料即チ銀貨七百円ヲ前借シ着後毎月月給ノ内ヨリ百円ツヽ返却可致事

此主意ニテ本月十三日本使トヂットリヒ氏ト別紙條約文之通り条約ヲ相結候又同氏儀本月廿三日佛國マルセーユ港發ノアナジール号ニテ出發可仕候間右御領承可然文部大臣ヘ御通報相成度此段申進候  
明治二十一年九月十八日

在澳國特命全權公使　戸田氏共

外務大臣伯大隈重信殿

付條約文相添(条約書訳文)

日本帝國特命全權公使戸田伯日本帝國政府ノ囑托ニ依リ其名儀ヲ以テ第一方ニ在リ音楽指揮者(Kapellmeister)維因府ノ人「ルードルフ、ヂットリヒ」君第二方ニ在リテ其間ニ本日左ノ條約ヲ結定ス

第一条　ルードルフ、ヂットリヒ君ハ一千八百八十八年十一月一日ヨリ一千八百九十一年九月一日マテ東京ニ於ケル帝國音楽學校ノ技術監督者トシテ傭入ラレ右期限間此學校生徒ニ「バ

イオリン」樂、和聲學、作曲法、并ニ一般唱歌ノ教授ヲ為スノ義務ヲ負擔ス

第二條 ルードルフ、デットリヒ君ハ維因ヨリ東京マデ自身及ビ其妻ノ旅費トシテ總計銀貨一千三百円ヲ受取ルベシ

第三條 ルードルフ、デットリヒ君ハ一千八百八十八年十一月一日ヨリ始メテ月給銀貨参百五十円ヲ受取ルベク其払渡ハ毎月末日トス若シ又一月ヲ分割スベキ場合ヲ生ズルトキハ月俸ノ割合ニ従ヒ日割ヲ以テ計算ス

第四條 ルードルフ、デットリヒ君ハ條約ニ依リテ東京ニ滞在スル間ハ住宅費補償トシテ毎月銀貨参拾円ヲ受取ルベシ

第五條 ルードルフ、デットリヒ君ハ毎日五時間以上教授ヲ擔任スルノ義務ナク又夏期間教授ノ為メ在校ヲ要セラル、コトナカルベシ

教授ニ関スル時間表ヲ確定スルノ權ハ帝國音樂學校長ニ屬ス

第六條 ルードルフ、デットリヒ君ハ何時ニテモ教授上ノ疑問ニ関シ其意見ヲ帝國音樂學校々長ニ告知スルノ權ヲ有ス然レトモ其採否ヲ決定スルノ權ハ帝國音樂學校々長之ヲ保有ス

第七條 ルードルフ、デットリヒ君疾病ニ罹リ四十日間絶ヘズ引續キテ其條約上ノ義務ヲ遵守スルノ能ハザルトキハ第四十日ヨリ以後其疾病繼續間ハ其俸給ノ四分ノ一ヲ受取ルヘシ、又若シ疾病絶ヘズ繼續シテ九十日ニ及ビ其時期間ルードルフ、デットリヒ君其條約上ノ義務ヲ遵守スル能ハザルトキハ本條約ハ解除セラレタルモノト看做シ第九十日ヨリ以後ハ全ク俸給ノ支拂ヲ廢止ス

第八條 ルードルフ、デットリヒ君自己ノ事故ヨリシテ未ダ條約期限ノ経過シ終ラザル前ニ本條約ノ解除ヲ望ムトキハ少クトモ八ヶ月前ニ其旨ヲ帝國音樂學校長ニ告知スベシ、此場合ニ於テハ條約解除ノ日ヨリ俸給ノ支払ヲ廢止ス

第九條 日本帝國政府が顯著ナル事故ヨリシテ未ダ條約期限ノ経過シ終ラザル前ニ本條約ヲ解除センコトヲ望ムトキハ「ルードルフ、デットリヒ」君ハ補償トシテ三箇月分ノ俸給ヲ得ベシ

第十條 本條約ノ期限終了シテ備繼ニナラザル場合又は第七條及ヒ第九條ニ適合シテ本條約ヲ解除シタル場合ニ於テハ「ルードルフ、デットリヒ」君ハ自身并ニ其妻ノ歸國旅費トシテ總計銀貨一千三百円ヲ受取ルベシ

第十一條 ルードルフ、デットリヒ君ハ其出立前ニ總計銀貨七百円ノ前払ヲ得ベシ但シ此前金ハ月割ヲ以テ毎月金百円ヅ、其俸給中ヨリ東京ニ於テ引去ラルベシ

一千八百八十八年九月十三日

維因府ニ於テ

戸田伯爵

ルードルフ、デットリヒ (「手書き」)

(『外國人教師關係書類』明治十八年〜三十二年)

九月二十二日、デットリヒはマルセーユを出港、十一月四日婦人同伴で来日した(『官報』明治二十一年十一月二十七日付による)。東京音楽学校では翌五日オーストリア代理公使シーボルト宛來着を報じ、東京市京橋区采女町三十二番地精養軒に一時落ち着いた。さらに十二月六日総理大臣へ宛て彼の履歷書を添えて雇い入れの通知をしている。来日当

時、ディットリヒ夫妻はともに二十八歳であった。

#### ディットリヒの履歴書(要約)

一八六一年四月二十五日オーストリア・ハンガリア國ガリチア地方の小村ピアラ Biala に生る。五歳よりピアノ、七歳よりヴァイオリン、九歳より寺院音楽、十歳より樂理を学ぶ。

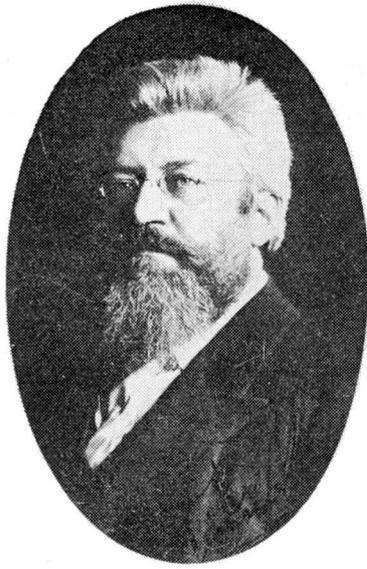
一八七六年、高等普通教育を受けるためドイツ國ブレスラウ市に赴く。

一八七八年、ウィーン音樂院に入學。ヴァイオリンを校長ヘルメスベルガー Helmesberger に、オルガン、和声、対位法、作曲をブルックナー Bruckner およびクレム Krenn に、ピアノをシムネネリー Schennery に師事。

一八八〇年、ヴァイオリン第二賞牌を獲得。

一八八二年、ヴァイオリン第一賞牌およびオルガン第一賞牌を獲得。この年卒業に際して成績優等のため大銀牌を獲得した。卒業と同時にロットシーア男爵家のオルガン奏者、ユダヤ大寺院のオルガン奏者ならびに指揮者となる。

一八八三年国民の義務として兵役につく。以後ウィーンにおいて大音楽会など重要な演奏会に出演、ヴァイオリン独奏、管弦樂、室内樂、ピアノ独奏、オルガン演奏に活躍。



ルードルフ・ディットリヒ教師

一八八八年、日本の招きに応じて来日。

〔手書き〕  
『外國人教師關係書類』明治十八年〜三十二年

ディットリヒ夫妻は二十二年七月十六日、本郷区向ヶ岡彌生町二番地の新築された教師館(建築主および所有者は荻昌吉と水野九郎)に移り、帰国までこの家に居住した。二十四年伊澤初代校長に代って校長となった村岡範為は、最初の契約に引きつづき向う三年間の契約を結び(二十六年高等師範附属音樂学校となつてからは講師囑託)、任期は二十七年七月三十一日までとなった。この間二十四年一月四日、妻のペリーネを三十歳の若さで亡くしている。死因は慢性心臓内膜炎、肺臓栓塞であった。お墓は青山外人墓地にある。このような悲しい出来事があったにもかかわらず再契約を結び、東京音樂学校の授業のほか熱心に日本の伝統音樂や俗曲の研究を行った。箏や三味線の実技も習得したと伝えられている。このような多忙な毎日の中でも夏休みには日光・伊香保・箱根などの保養地に出かけることを楽しんだ。

演奏面における彼の活躍は非常に意欲的で、明治二十三年に来日したオーストリアのフルート奏者テルシャックとの演奏会をはじめ、滞在中に五十回を越える大小の演奏会に出演し、当時の音樂界に大きな刺激を与えた。その中から興味深い音樂会を紹介しておこう。東京音樂学校主催のものは除く。

〔明治二十三年八月一日、宮中千種之間にて〕

午後四時三十分から天皇・皇后兩陛下ご臨席の下に御前演奏を行う。

#### 宮中の音樂

畏くも聖上皇后兩陛下には去る八月澳國音樂博士テルシャック東京音樂學校教師ディットリヒ澳國音樂師シュールレル女の三名を宮中に召させられ親しく音樂を聞召さる其由來を承るにテルシャック氏は頗る有名の作曲家にして横笛専門家なり是迄各國帝王の御前に出で

て其技を演し又新奇の曲を製し到る處に妙技の聲譽を博し或は勳章を授與せられ或は御物を拜領せしこと少からず然るに今回世界漫遊を企て吾日本に渡航せしにより曩に大日本音樂會に聘し其得意の曲を演せしめしに其技實に美妙にして會長鍋島侯爵始め幹事諸氏大に之を賞し遂に上聞に達しければ早速大日本音樂會に御沙汰在らせられ右三名の音樂を辱くも聖聽に進むることゝはなれり此日午後四時三十分頃より兩陛下千草の間に御在せられ數番の曲を聞召され御機嫌殊にうるはしく御感斜ならざりしとぞ此如き殊遇の寵榮を荷ひたる音樂家等の面目は申すに及ばず日本音樂會の諸氏は之を以て同會の面目として自今愈よ斯道の爲に奮勵すべしと言ひあへり當日の曲目を左に掲ぐ

### 第一コンセルト、アレグロ百四十七番

テルシヤツクの自作にして軍事上の物語を曲に製したるものなり  
テルシヤツクの吹笛にシユール女の洋琴を和して之を奏す

### 第二バラード、及ポロネース

此曲は白耳義國有名の音樂家ビユータンの作にして波蘭國古代の物語及び歌舞の様を擬したるものなりヂットリヒの胡弓にシユール女の洋琴を合奏す

### 第三匈牙利古歌

此曲は匈牙利國有名の音樂家リストの作にして同國古代の歌舞に擬したるものなりシユール女洋琴にて之を彈す

### 第四日本歌調「花競」と「櫻」

此曲はテルシヤツクの新作にして箏曲集中の花競及櫻の二曲を編入し自ら本邦歌曲の旨味を存せるものなりテルシヤクの横笛にシユ

ール女の洋琴を和して之を奏す

### 第五「カバチナ」と「匈牙利歌」

「カバチナ」の曲は獨人ラフの作にして家内親愛の情を叙し匈牙利歌は澳國人ハウセルの作にして匈牙利人歌舞の狀を寫せるものなりヂットリヒの胡弓にシユール女の洋琴を和して之を奏す

### 第六コンセルト、ポルカ、

今様の舞譜曲にして英人ワレスの作なりシユール女洋琴を以て之を彈す

### 第七ファンタシア

テルシヤツクの自作にして「ソナンブラ」の歌劇四十三番の越向に擬せる者なり其曲の終には「シヤレ、ドデモン」と稱して鬼神の歌と申すべきものあり是れテルシヤクが夢中に感得し覺れ后之が譜を作りたるものにして其名を歐州各國に傳聞すテルシヤツクの吹笛「ルシヤレユル」女の洋琴を和して之を奏す

〔音樂雜誌〕第一号、明治二十三年九月

〔明治二十六年五月十一日鹿鳴館における赤十字社慈善音樂會〕

去る十一日午後八時半山下町鹿鳴館に於て開會されしが、(1)式部職歐州管絃樂の進行曲、(2)東京音樂校女生の唱歌、(3)ミニユエット並に土耳其の進行曲を橘、中村、麻生の三令嬢連彈せり、(4)伊藤令夫人グソール王の御前に於てダビッド吟詠の段を獨唱せり、其優雅なる囀鶯梅枝を移るが如し、(5)音樂校御雇教師ヂットリヒ氏のバイオリン獨奏にてコンソルト並ポロネースの曲を奏せしが、態度尤も其宜きを得、用弓特に軽く且美にして抑揚最も妙或は

私語の如く、裂布の如く、芝笛の如く、一器數和音恰も數人の合唱の如く、其變化神妙滿場をバイオリンの胴中に怪眼せしめたるが如し。爲に拍手の響き暫く止まず、(6)岡、辻、豊、芝四氏の舞樂春庭花を演じ、第二部に至りては、(7)式部職の管絃樂、(8)クーデンホーフ伯の獨唱は勇壯快活快哉と呼しめ喝采を博せり、(9)音樂校生徒のバイオリン、ピアノ、オルガンにて、甲乙丙の三曲を合奏よく聽者に満足を與へり、(10)安部、齒二氏の舞樂納曾利又珍らし、最後なる(11)はデットリヒ氏之を指揮し音樂校男女生一統バイオリン、セロ、オルガン、ピアノ伴奏にて奉迎の歌を四重音にて演じ拍手の中にさんくわいを告げたり。傍聽者はじつにまんじやう立錐の餘地なし、しかしこの日の収金はことごとく赤十字社病院費に充てしとなり。

〔音樂雜誌〕第三十二号、明治二十六年五月

〔明治二十七年五月五日鹿鳴館における本郷貧民加鶴學校のための慈善音樂會〕

獨逸公使バロン、フォン、グートシユミッド氏委員長となり本月五日午後八時より鹿鳴館に於て本郷貧民加鶴學校の爲めに慈善音樂會を開かれたりしに雲上の貴顯を始め各國公使等實に滿場立錐の餘地なく近頃珍らしき盛會なりし其第一部演奏は

(一) ピアノ甲グーノー氏の作曲に係る「マーチ」乙メグリオ氏作のミニユエットの二曲を遠山、麻生、橘、松野なる妙齡の令嬢ピアノ二臺にて四人聯彈なりしが間一髪を容るへき仕損しなく綺麗にして喝采を博せり

(二) 獨唱ピアノ伴奏にて甲アム、ウーフェル、デス、フルツセス乙アム、ブルンネンの二曲を膚は雪を欺き皓齒綠髮嬋娟婀娜一笑傾城の姿又其音聲の美なる強きは金鈴の如く細きは鸚鵡の如く抑揚頓坐能く適ひ音聲の美容貌の麗拍手滿場を破るが如く暫くも止まず再び登壇して一禮するや一層拍手劇しく遂に馳りて逃くこれなんガラスマン夫人なり

(三) 三曲合奏「都の春」鍋島直大萩岡松柯、千代世、今井慶松、山室保嘉の四人にて合奏せしが合の手も面白く密にして急緩にして細場所馴たる熟練の功見えたり

(四) バイオリン合奏 甲はシ、リアノー乙モーメント、ミュージカル丙イン、デル、トロイカの三曲なりしが甲曲は優乙曲は幽丙曲は賑附屬音樂學校員十名の合奏演奏中傍聽席の處々に談話の響き屢々洩るゝを以てピアノを彈し居るデットリヒ師は眼鏡越に處々を目戒みたり

(五) ピアノ獨彈獨逸協會の教師エーマン氏作曲の「擬日本曲」なりしが演奏者グリフキン氏病氣欠席に付デットリヒ氏代りて彈奏せり扱此「擬日本曲」とは如何なる曲やと特に耳を傾け聞く者多かりしが其第一節は清樂漫板流水の趣を含み第二節は箏曲の質を帯び第三節は洋曲に歸るやの思ひありと隣席の評あり

(六) バイオリン獨奏 乙アム、グキョータン氏作曲のコンサート第五をデットリヒ氏の演奏なりしが流石にバイオリンの敏腕家として名あるデ氏なれば一點の欠なく或は百鳥の轉り合ふが如く或は帛を裂く如く聞くさへ愉快にて喝采拍手滿場に止す

## 第二部

- (一) ピアノ、バイオリン、バイオラ合奏モザルト氏作曲のトリオ曲をフォン、ケエーベル氏のピアノとヂットリヒ氏バイオリン并にラムゼゲル氏のバイオラ合奏なりしが珍らしくして喝采を得たり
- (二) 獨唱<sup>ピアノ</sup> 甲リーベストロイ乙イヒ、リーベ、ヂヒ丙エス、ブリンクト、デル、タウなる唱歌をヘルプ夫人の獨唱なりしが或は恨むが如く或は泣くが如く聽者をして斷腸せしむ
- (三) ピアノ獨彈ウンガーリツシエー、メロヂーエ曲をケスレル氏巧みに彈せり
- (四) 唱歌甲富士登山乙薩摩瀉なる二曲を附屬音樂學校男女生凡そ六十餘名ヂットリヒ氏の指揮にて合唱せしが甲曲の如きは男女の行者が隊伍を作して遠近四方より誦名登山の像を想像せしめしは中々に上出來なりし
- (五) 薩摩琵琶河中島の一段を斯道達人の名ある吉水經和氏の彈奏に美聲なる永吉丈助氏の吟謠なりしが薩摩武士の身裝にて悠然として登槽聲高らかにおくせず彈謠せり抑も此琵琶曲は一体洋人には聽馴たるものゝ少きものなるが四方よりヨイヨくの賞聲切りに起るに依り西洋婦人の中には却て其賞聲に膽を潰せるものもありて中々に妙なりき
- (六) バイオリン、風琴<sup>オルガン</sup>ピアノの合奏附屬音樂學校の諸氏甲クウキンテット乙ミニユエット丙ファンドールを奏して殆んど午后十一時過首尾よく局を結びたりしが近頃<sup>しび</sup>に無き珍らしき盛會なりし

〔『音樂雜誌』第四十四号、明治二十七年五月〕

ヂットリヒの帰國が決定すると、本邦音樂文化に多大の功績があつ

たとして叙勲の件が審議されることになった。高等師範學校長嘉納治五郎校長は審査書類提出に際して文部大臣秘書官あてに「四等以下ならば良いがもし五等あるいは五等以上では本人にとつてかえつて迷惑である」と進言している。

當校附屬音樂學校雇教師奧國人ルードルフ、ヂットリヒハ明治二十一年十一月以來生徒教育上専心以テ其職ヲ尽シ授業ノ方法宜シキヲ得テ生徒ノ學藝著シク熟達進歩シ是レマデ屢々催シタル音樂演習會ニ於テモ常ニ内外人ヲシテ其發達ノ速カナルニ驚歎シ口ヲ極メテ賞賛措ク能ハザラシムルニ至レリ本邦ノ音樂ヲシテ斯ノ如ク好評ヲ博スルニ至ラシメタルハ同人與カリテ大ニ力アリ殊ニ輓今世ニ行ハルゝ卑俗ノ音樂ヲ改良スルノ目的ヲ以テ幾多ノ意匠ヲ費シ俗曲ニ和声ヲ附シテ毫モ本邦固有ノ音樂ノ性質ヲ失ハザルガ如キハ同人獨得ノ長技ニシテ有益ナル事業ト云ハザルベカラズ同人雇入以來在職滿五ケ年餘其功績ノ顯著ナルハ略々前陳ノ如シ然ルニ本年九月ヲ以テ雇滿期トナリ歸國致スベクニ付キテハ此際特別ノ御詮議ヲ以テ四等以上ニ叙勲之御沙汰有之候様其筋へ稟諾相成度此段内申候也

明治二十七年六月 日

追テ本邦在留奧國公使ヨリ我政府ニ永ク奉仕セシハ本国ノ名譽ナリトノ廉ヲ以テ本國政府ニ同人ヲ Ritter Kreuz des Franz-Josefs Ordens (III Class) ニ叙勲相成度旨申請致候趣ニ有之候右御参考迄申添候也

〔ヂットリヒの履歷書つき（これは省略）、手書き〕  
〔『外國人教師關係書類』明治十八年〜三十二年〕

歸國の二週間前、明治二十七年七月十八日、勲四等に叙せられ瑞寶賞

が下賜された。帰国するディットリヒのために大きな送別演奏会が次のように二度行われている。

〔明治二十七年四月一日、音楽学校学友会主催、奏楽堂において〕

第一部

一、合唱「頌徳の歌」、黒川眞頼作歌、ヘンデル作、ピアノ風琴伴奏、指揮ディットリヒ

二、箏曲「西行櫻」、山勢、遠山、山登、萩岡、山室、荒木、上原合奏

三、ヴァイオリン獨奏、ベリオ作、幸田幸

四、合唱、「燕」、中村秋香作歌、アプト作、「此御山」旗野十一郎作歌モーツァルト作、「家鳥」大和田建樹作歌、シューマン作

五、ピアノ獨奏、ソナタ、クレメンテイ作、中村てる子

六、ヴァイオリン、ピアノ合奏、即興曲、モスコースキー作、「ポヘミヤポルカ」、ルービンスタイン作

第二部

一、ピアノ連弾 橘、麻生

1 イントロダクシヨンとシシリアノ、マスカニ作

2 ハンガリー舞曲、ブラームス作

二、ヴァイオリン獨奏、ディットリヒ

1 ロマンズ・ト長調、ベートーヴェン作

2 コンチェルト第九、第一樂章、シュポーア作

三、女聲合唱

1 「苧環」、佐藤誠實作歌、メンデルスゾーン作

2 「雷鳴」、鳥居忱作歌、シューベルト作

四、箏、ヴァイオリン、オルガン、ピアノ合奏

1 サラバンデ、グノー作

2 カリオン、シューベルト作

五、合唱

1 「春曙」、旗野作歌、ハイドン作

2 「春の行方」、鳥居作歌、ディットリヒ作

3 「花見」、旗野作歌、ディットリヒ作

六、ヴァイオリン、オルガン、ピアノ合奏

1 アンダンテ（ソナタ第十より）、シューベルト作

2 メヌエット、ボッケリーニ作

3 ファランドール、ビゼー作

〔明治二十七年六月十五日午後八時半、大日本音楽会（第十六回）

主催、鹿鳴館において〕

第一部

(一) 「マリタナ」歌劇大序

式部職雅樂部諸氏

(二) 婦人唱歌瀧の宮（洋琴伴奏）

附屬音楽校生徒

(三) 雅樂陵王（童舞）

式部職雅樂部諸氏

(四) 獨唱マタイの物語

ブロクサム嬢

(五) バイオリン獨奏（甲）レヴェリー（乙）コンセルー、第一番の

末句  
ヂットリヒ氏

第二部

(一) 洋琴及バイオリン聯奏ヒューグノット歌劇の大幻想曲

- (一) 獨唱バイオリン掛合月の出しほ  
洋 琴 ケーベル氏  
バイオリン チツトリヒ氏  
歌 ブロクサム嬢  
バイオリン チツトリヒ氏
- (二) 「シムフヲニー」曲第一番(第二部及第三部)
- (三) 「アンダンテ」 (甲)「メニユット」 式部職雅樂部諸氏  
洋琴獨彈「ゴス」進行曲  
チツトリヒ氏
- (四) バイオリン洋琴伴奏(甲)夢の曲(乙)春の歌(乙)「エント  
ラクテ、ガボット」 音樂學校生徒
- (五) 唱歌(洋琴伴奏)  
菅原道眞

『音樂雜誌』第四十五号、明治二十七年六月

送別の宴は七月八日富士見軒で催され、嘉納校長以下三十余名出席、  
餞別として西陣織二巻が贈られた。

また『音樂雜誌』の発行者四竈訥治はデイトトリヒの名譽逸事などを  
詳細に綴った「大和土産」という小冊子(鈴木米次郎英訳)を彼に贈つ  
た。左の文章はその中の序文である。

#### 大和土産の序

ルードルフ、チツトリヒ君は我が最も敬慕親愛する所の恩師なり  
余は直接に其の教を受けずと雖も嘗て音樂學校の教務囑託員たりし  
を以て音樂上の新智識を與へられたること實に少なからず余は其の  
恩恵に浴せること深きが故に常に感謝の意を表しつゝあるなり

今や師は期満ちて將に歸國の途に上らんとす余はこれが爲めに惜  
別の情に堪ふる能はざるなり然れども更に之を考ふれば徒らに婦女  
の惜別をなさざるべきなり如何となれば師が我が邦に渡航して以來

已に數星霜を経たりと雖ども其間任命を完うし遂に功成り名譽を荷  
うて故郷に歸り父兄に親友に會するに臨み師が余輩を愛せるの情と  
余輩が師を敬せるの心とを執て之に語らば聞くもの亦其相愛し其の  
相敬せるの眞情に感ずる所ありて師の名聲は愈々高きを加ふべけれ  
ばなり然らば今余等が師と訣別を惜み訣別を哀むの情は蓋し權衡を  
異にせざるべきを信ずるなり

師が我が邦音樂上の爲めに盡されたる功績の實に偉大なると余等  
子弟が師の薰陶を受けて胸裏に銘刻したる賜ものとは余輩生涯之を  
忘れんと欲するも得ざるのみならず其分子は自然我が邦音樂上の進  
歩を促かす一元素たるべきは決して疑ふべからざるなりされば師の  
功たる實に無形にして而して萬代朽ちざるを信するなり此等の偉績  
は日本に於る師が名譽なり名譽の貴きは寶石金玉の比する所に非ら  
ず實に萬代不朽永世其光輝は曇る期あることなきなり此貴き名譽は  
即ち師が音樂上に盡されたる熱心が自然に産みたる天賦の花實にし  
て仮令萬金を以てすと雖ども購ひ得へきものに非ざるべきを信する  
なり

今師と手を握り袖を分たんとするの時業に已に迫れり因て余も亦  
一錢を呈せんと欲するなり然れども余の赤貧たる寶玉金牌を贈らんと  
欲するも力の企て及ばざるを奈何せん余をして赤貧にして此くの  
如き遺憾を抱かしむるものは抑も原因なきに非ず余は曾て文明國の  
音樂を輸入して以て我が邦の音樂を改良せんとするに志し明治七八  
年頃より我が國各種の音樂を攻究せりと雖とも一も得る所なかりき  
然れども終に幸に文部省音樂取調所に入り始めて志望の如く泰西音  
樂の一斑を窺ふを得たり尋て業を卒へ乃ち東京府師範學校に居る事

茲に四年後ち感ずる所ありて職を辭し府下の各所に唱歌會を起し以て有志者を集めて之を奨勵し専ら斯道の普及を謀れりされば其結果として遂に音樂雜誌發刊の必要に迫られ自ら奮て其重任に當れり

然れども孤立獨歩なれば其維持頗る困難にして實に如何とも爲す能はざるの域に陥いれる事屢々なりき然り而して余は音樂と共に一身を終始するの精神なれば之が爲めに財を擲ち之が爲めに身を犠し千辛を喫し万苦を嘗め益々貧困に逼るも屈せず或は妻子飢渴を訴へて泣き或は世界の怨憎を蒙り殆んど立つ能はざるに至れる數回なるにも撓まず人或は狂と譏り愚と罵るあるも敢て意に介せず唯筆を振うて舊夢を掃排せんとすることを努むること已に五年に至る是れ即ち余が赤貧に陥いれる一源因なり

唯余に一錢あり決して媚語の念ありて贈るに非らず又奇を好んで呈するに非ず聊か師恩の万分一に報せんとするの微志のみ开は他にあらざ小編の一冊子是なり然りと雖とも其記事に至ては則ち一己人の思想臆説に出でたるにあらす公然吾か音樂雜誌等に掲載し來りたる音樂教師ルードルフ、ヂットリヒ君が日本に於ける名譽即ち音樂に關する記事を蒐めて一小編となしたるものなり因てこれを題して大和土産といふ恩師笑て之を受け玉はゞ余が喜びは果して奈何ぞや

明治二十七年七月上澣

ルードルフ、ヂットリヒ君

四竈訥治

(『音樂雜誌』第四十六号、明治二十七年七月)

彼の人物については皆一樣に、人格者であり学識豊かで教育熱心な教

師であつたと評している。本職のオルガンだけでなく、ヴァイオリン、ピアノにすぐれ、合唱や管絃樂指導など万能を發揮し、初期東京音樂學校の指導者としては最も適した人材であつた。また日本の音樂向上のために作曲や論文を發表し、次に紹介するような国益の一端をはかつてヂットリヒに依頼した鈴木ヴァイオリンの鑑定などの勞も惜しまなかつた。

余は數年來鈴木氏の名古屋にて製作せる「ヴァイオリン」を得て之を審査し其良否鑑別するの機會を得たり乃ち余を以て之を觀れば鈴木氏は年一年より其「ヴァイオリン」の製作に精を加へて完全の域に進み細となく大となく構造の諸部に較著なる進歩を呈せしのみならず其音調に在りても亦然りとす故に同氏の手に成れる「ヴァイオリン」は最も能く學校又は奏樂所の用に供するに足れり且其價の低廉なる凡そ心を音樂に用ふる者殆に「ヴァイオリン」を樂む者は其貧富の如何を問はず皆之を坐右に備ふる事を得へし鈴木氏の心機を費し丹誠を凝らして「ヴァイオリン」を製作する今日の如くむば追々一層の精を加へて益々良好の品を製出するに至らん事期して俟つべし鈴木氏の「ヴァイオリン」が價格上並に音調上外國の輸入品を競争場裡に壓倒するに至らん事は余が鈴木氏の爲め又日本國工業の爲め切に希望して止まざる所なり

西曆千八百九十三年

七月六日

於東京

ルードルフ、ヂットリヒ

(『音樂雜誌』第三十五号、明治二十六年八月)

帰国後は王室専属オルガニスト（一九〇一）となり、またヘルメスベルガー四重奏団のヴィオラ奏者として活躍した。一九〇六年ウィーン音楽院教授。一九一九年一月十六日五十八歳で病没。ディットリヒの墓はウィーンの中央墓地十一列七号である。彼の帰国後の消息については東京音楽大学教授松本善三氏の資料を参照させていただいた。

日本におけるディットリヒの作曲および著作

作曲

〈憲法發布之頌〉（明治二十二年十二月出版『中等唱歌』に収められている）

〈Nippon Gakufu: Sechs japanische Volkslieder〉 Für Pianoforte.

Leipzig: Breitkopf u. Härtel, 1894（明治二十七年）

この楽譜の紹介記事を『音楽雑誌』第三十三号（明治二十六年六月二十五日）より掲載する。

「東京音楽學校御雇教師たるディットリヒ氏は兼て我音楽の樂曲に就て種々研究中なりしが態々三味線師を呼び寄せ其曲譜を採り之に調和を附し専ら講究なせしが今回愈々本國なる塊國に於て出版せんが爲め表紙は中島華陽氏の揮毫なる極彩色の密畫及び歌曲の模様采畫を畫がしめたり其歌曲は琉球ぶし、めでたぶし、櫻、地つきぶし、權兵衛種時、田植歌等なりと熱心の人と云ふべし」

〈Yoi!〉 Japanischer Marsch (Bon-Odori, Amma-San, Ume wa sataka,

Ukiyo-Bushi, Chiyonkina). Für Pianoforte. Wien: Josef Eberle

箏曲〈落梅〉 Rakubai für Pianoforte

〈"Tekona-Marsch"〉 für Pianoforte. Wien: Josef Eberle

（口絵三十一頁参照）

編曲

音楽取調掛編纂『小學唱歌集』和声附け

この曲集は明治三十二年『小學唱歌集用オルガン・ピアノ樂譜』として出版、さらに昭和十三年三月、『校訂小學唱歌集、伴奏附』として大日本圖書から再版された。

『祝日大祭日唱歌』和声附け（ピアノあるいはオルガンおよび四部合唱）

論文

Beiträge zur Kenntniss der japanischen Musik, in "Mittheilungen d. dtsh. Gesellschaft f. d. Natur u. Völkerkunde Ostasiens" Bd. VI Helt 58, Tokyo 1897.

最後に遠藤宏氏が語るディットリヒにまつわる逸話を著書『明治音楽史考』（二九二―三頁）のディットリヒの項から原文のまま掲載する。

西四軒寺跡「現在地」に新築された三百八十餘坪の校舎は杜に圍まれてゐた。二十三年春にはほゞ出來あがつて一大文化の殿堂をなしてゐた。今では靴のまゝ踏み歩いてゐる廊下は東西に貫き、拭き清められて光つてゐたさうだ。女生徒は椎の實を拾つて來てその廊下に坐り、時にはおはじきなどをした。ディットリヒは絶えず巡回して生徒の練習を注意して歩いた。一時間に三人の生徒に一臺の練習ピアノが割當てられた時、三人がその一臺のピアノに同時にとつて練習してゐたのを發見したディットリヒは、笑ひ乍ら二十分づつ練習せよと注意したことがある。昔は同じ曲を連弾したことがあるので無理もない。こんな話も故橋糸重先生から伺つた。

ディットリヒは大きな體格で威嚴をもつてゐたが心は優しかつた。授業は眞に嚴格であつて、不勉強な男生徒は耳朶を撮まれて教室から突き出されたが、よく出來た時は五錢の白銅貨を與へたことがある。五錢の白銅貨があればその頃櫻木町のおでん屋で晝飯が食へたさうだ。

二十五年の夏前に男生徒がストライキを起したことがある。ディ

ットリヒが我々にはあまり嚴格過ぎるといふのが原因の主なことで、明日行はれる演奏會を流會にしてやらうと前日申合せた。ところが下級生の一人、今は故人となつた田村虎藏が學校へ注進に及んだため遂に事がばれて、元橋義敦他三名の男生徒が十五週間の停學處分をうけた<sup>(1)</sup>。しかし間もなく赦されたと聞く。これは故島崎赤太郎教授が故岡野貞一教授に語られたのを、更にまた私が密かに聞き出した話である。元橋義敦は翌二十六年本科専修部を總代で卒業した秀才であつた。昭和二十年五月一日、疎開先秋田縣下で七十七才で世を去つた。今は皆故人となつたので、藝術家らしい無邪氣なストライキの真相を明にしてディットリヒの思ひ出を終る。〔昭和十七年〕

(1) この件に関する詳細な事情は北村季晴(ディットリヒの弟子の一人)の『洋楽回顧録』に述べられている(『月刊楽譜』第九卷第十一号、大正九年十一月)。

ディットリヒの帰国以後、東京音楽学校は高等師範学校附属から再び独立し、日本の新しい音楽文化を背負つていつその内容充実をはかった。教師陣は、それまでの初歩的な教師像を脱して世間の評価をもつ演奏家という人材で構成されるようになった。三十年代以降の校長は渡邊龍聖、大島義修、高嶺秀夫、湯原元一と目まぐるしく変つた。だが行政手腕のある彼らの指導により小山作之助をはじめ、海外留学で研鑽を積んだ幸田延(アメリカおよびオーストリアへ留学)、島崎赤太郎(ドイツ留学)、安藤幸子(オーストリアへ留学)、神戸絢(フランス留学)らが、すぐれた技術をもつ外国人教師たちとともに、まさに躍進の時代といえる活発な音楽学校を築いた。瀧廉太郎、山田耕筰、信時潔、柳かねらがこの時代に巣立っていった。次に紹介する外国人教師は、この輝かしい時代を導き担った人々である<sup>(1)</sup>。

(1) 今回『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇』第一卷は明治時代に任期

満了となつた外国人教師に限つた。したがって明治時代に雇入れた教師でも大正時代にわたつて活躍する教師は次の第二巻で紹介することにした。

(二) ラファエル・フォン・ケーベル Raphael von Koebel  
(一八四八〜一九三三)

在職期間 明治三十一年〜四十二年(一八九八〜一九〇九)  
嘱託講師

担当科目 ピアノ

明治三十一年五月ケーベル博士が東京音楽学校へ出向しはじめた頃はまだ高等師範学校附属音楽学校であつたが、翌三十二年には再独立した。彼は左記の履歴で明らかのように、ピアニストで哲学博士の学位をもつている。明治二十六年六月に、東京帝国大学からの招聘に応じて備外国人教師という身分で来日した。東京帝国大学における主な講義は、哲学概論、西洋哲学史およびカント、ヘーゲルなどで、ほかにゲーテの『ファウスト』、詩学などの特殊講義を受け持った。だが特に熱を入れたのは契約外のギリシヤ語の文法や初歩を教える時間であつた。この授業で彼はプラトン、ホメロス、アイスキュロス、オヴィディウス、ホラティウス、ヴェルギリウスなどの講義を行った。東京音楽学校へはどのような経緯で出向するようになったのか、手続上の書類というものが一切見当たらないので明らかではないが、おそらく東京音楽学校側からの要請で東京大学との兼務を文部省が許可したものと思われる。ケーベル博士は、東京帝国大学で哲学の講義をするかたわら、ディットリヒをはじめ音楽関係者とピアニストとしての交流が深く、彼の音楽的芸術性は高い評価を得ていた。履歴によると彼は幼い頃ピアニストを志していた。

ケーベル博士の履歴(来日まで)

東京音楽学校には履歴書が提出されなかつたので、久保勉訳編『ケーベル博士隨筆集』(岩波文庫33-641-1)から紹介する。